

終 連

終戦事務連絡委員会連絡事項第二四〇號

昭二一―五
總務課

0416

一 終連賠償部は日産館（現在の終連の建物）の二階で十一月四日から業務を開始した部内の課は總務 實施 輸送の三課である

二 黃田終連經濟部長はE S Sの鐵維部と懇談したが其の際先方は米國に於ける生糸の賣行き不振に關し左の九項を擧げた

① 過版の賣行き不振の原因は戦時中に全然賣却せられなかつた爲である

② 買手が談合してゐた事實があるので賣方を差し控へた

③ 生糸が其の用途に關しナイロンに押されてゐることは否定出來ない

④ 米國に於ける生糸の處理能力が六月には五〇〇〇俵であるので其制約を受けるのは事實である

⑤ 日本側の検査に對する信用が尙不足してゐる検査成績の向上に依つては賣行き増大の可能性がある

(6) 大口需要方面がレイヨンをも以て代用してゐて生糸に對する需要が少い

(7) 米國と共に米國以外の地域に於ても需要減少の傾向がある

(8) 日本としては品質不良のものを安く賣るより高價でも高級品を賣つた方が得策であらう

(9) 桑園面積の擴大は私見として賛成しない然し本件は重大な問題であるので更に研究したい

(終)

0417

日誌用

終戦事務連絡委員会連絡事項第二四一號

昭三、務六、課

一、GHQ指令事項

(1) 日本の南洋捕鯨船にはGHQから陸軍将校二名(大尉、中尉各一)が最高指揮官の代理として同航する。其の目的は日本の五箇捕鯨條約及S.C.A.Pの指令遵守状況を確認することにある。
航海中日本の捕鯨船員は右將校の指示に従ひ又第三國人との連絡は終へて右將校を通じて実施せられなければならない。

(終)

0418

終戦事務連絡委員会連連事項第二四二號

昭和二十一年十二月十四日
總務課

終 連

一、G H Q 指令事項

- (1) 大正天皇祭當日に於ける國庫持揚は差支へない
- (2) 砂糖及菓子若干が今月中旬頃頃入港の船で日本に到着する
- (3) 米軍餘剩軍需物資である左記の物を石油統制會社に貿易應を通じて交付する此等物資は米軍から放出した民需向軍需品の運搬に使用せよ

ガソリン	一三二	斤
潤滑油	一八	斤
其他	若干	

0419

終戦事務連絡委員会連絡事項第二四三號

昭三、一、一七
總務課

終 連

一、G H Q 指令事項

(1) 日本本土以外に本店を有する日本商社の他社に對する投資を禁止する

但し G H Q の認可のあつた場合を除く

(2) 輸入鹽七一二二屯の放出を認可する

二、其他

過般華府で國際緊急食糧會議が行はれたが其の際佛印米、泰米の對日供給は否決された其の理由は次の通りである

(1) 佛印米の對日積出に關しては佛側代表から積極的の意志表示がなかつた

(2) 泰米に就ては餘剩米があつて對日供給が出来ると泰代表はいつてゐたが一般は其のことは信ぜられぬとして反對した

0420

(b) 佛印、泰に渡りに餘剩米があつたとしても本年日本は豊作であるので供給の必要を認めない

一 復

(1) デイシャルン少佐關係の呼出は最近二復及民間人にも及んでゐるが従来の業務實施の關係上其の事務は當分一復で實施することに關係省の諒解を得ておいた

(2) 兩總參第一九九號に基く賠償關係資料として兩方軍の調製する作業記録の件に就て説明すると共に關係方面の研究を依頼しておいた

終

0421

終戦事務連絡委員会 資料第一四四號

昭二一、一二、二〇
總務課

終 連

一 G H Q 指令事項

(1) 第四四半期に於ては左の量の貴金屬の放出を認可す

金 三八四八三グラム

銀 七四八九二八グラム

プラチナ 三九八五五グラム

二、其の他

終戦政治部係官が E S S 主任者と連絡したとき消放になつた地方官
更に對し退職金等を交付してゐるがこれは即時停止せよとの連絡が
あつた

終戦後新選給養員會選給事項第二四五號

終
選

一〇五〇 指令事項

- (1) 一月一日、三日、五日の国旗掲揚差支へなし
- (2) 齒科材料配給機構の解散及齒科材料統制會社の解散差支へなし

昭二二、二二、二三
終
選

0423



終戦事務連絡委員会連絡事項第二四六號

昭二二、一、一五
總務課

印
用

終
運

下
付
し
し
指
令
事
項

(1) 日本にある自動車は左記を除き其の使用者の国籍如何に拘ら
ず之を登録せよ

左
記

- (1) 占領軍又は其の附屬団体に依り運轉されてゐるもの
- (2) 特權を認められた外國代表又は其の家族に依り運轉されて
ゐるもの
- (3) 聯合國民が使用し占領に關する公的機關に依り運營されて
ゐるもの
- (4) 最高司令官の仕事に従事してゐる者或は其の附屬者又は其
の家族に依り運轉されてゐるもの

0424



農林事務連給金員額延給年額一七七款

参連

一、四、五、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

の二月十一日九師寺口に於ける國庫補給券支へなし

其の他



い、有言で研究した本年一月から明年六月迄の間に於ける貿易計畫を以て、其の進捗した

右計畫に於けると、輸出二九三、輸入一八四、差額一〇九、なつてゐる

一、一月二十一日、中央銀行の所収に於けると、中央銀行に近く一六万封帳の在り、其の中央銀行に於ける封帳額一〇〇万封帳の一部である

一、二、三、四、五

(5) 外電に依ると前項入豆の出口輸入促進の爲は五月から近く係官
が現地に出張するに足である。同項の一般民は日本から藥品
類、高級食料品等の輸入を希望してゐるが中國の貿易隆盛の爲
前項ではしつゝ伏木等の輸入を希望してゐると

0426

参戦事務進捗委員会進捗事項第二四八號

終進

一四五〇指令事項

の日本側では五〇での軍政部以外の各部隊と公職就任候補者に
し打合せをした場合は軍政部に對しても同様の書類に遺給者番
號書類を附けて提出せよ

の戦犯名録者の私有財産解放申請六名中此名分のみ認可す

総 昭 三三〇二五
務 務 二五
誤 誤

0427

終戦事務連絡委員会連絡事項第二四九號

昭和二十二年三月六日

連絡課

終 連

一、G H Q の指令事項

(1) 三月四日附 南方地區強襲者に對する慰問品發送

右に關しては近くシンガポール行き船を利用出来る。即ち吳出

帆の英國船に左の條件で此等の品物を積み込む事は差支へない。

1 品物にはすべて赤十字、シンガポール行、日本人強襲者配給用

と印す

2 吳の海軍司令官の指示する船に積み込む

3 此等作業のため其の船の出帆を遅らせない

三 其の他

(2) 家屋の徵用及建築に關しては今後次の通り措置される由

1) 今後古蹟等を増強される事は考へられなから、基金の増設はな
らな

2) 金蔵に大費用を費す建築は行ふ必要はない

3) 一強を以上住宅の接収は重なりとなり、その事は委員副長に
認められた

終戦事務連絡委員会連絡事項第二五〇號

昭三三、三、二五

總務課

連絡總（指令）

一、復員局の人員増加の件申請は許可す（博多接護局）但し他の接護局の人員の減少と照應の事

二、輸入米靴一七三五六一の放出を許可す

三、別紙の如く科學技術關係者の履歴を提出すべし。

（此れに關し本週木曜日十四時半より終連に於て打合せ會議を實施す）

四、日、各部局からの指令其の他の回答提出に方つては宛名は當該部局宛とする事（主任等名宛として提出さるものあり）

0430

終戦事務連絡委員会處理終戦及第二一五二號

昭和二二、三、五

○終戦連絡部

(1) 奈良、松山、金澤、厚木の終戦は三月三十一日を以て版止された。

(2) スエーデンの在ボンベリ領事からの通信に依れば一九四五、一二、一五―一九四六、八、三〇間の英印内日本人行状の死亡者は二六名である。

(3) 四月一日より日本ペタピア間の通信が條件附で開始される。

0431

昭和二十二年四月十七日

總務課

終 運

一、G H Q の指令事項

(1) 海外旅行特定日本人の証明書

最高司令官は特定日本人の海外旅行認可を考慮中である。其の場合日本政府は旅券を本人に與へねばならぬ。旅券には普通に行ふ手續きの外次の四項を含まされる。

(イ) 最高司令官の認可した者に発行する。

(ロ) 各旅券には其の券か最高司令官の認可を得たる事を記す事及特に

許可した事に関する参照事項を記入の事

(ハ) 旅行の目的、期間を記入の事

0432

(二) 日本官憲から外國官憲にあてゝる文句を著かぬ事

0433

終戦事務連絡委員会連絡事項第五号

昭三六、五、二〇
連絡課

終 連

GHQ 指令事項

(1) 旧日本委託統括領への帰還は同地の帰属が決定するまで実施出来ない。日本政府は将来帰還する権利を有する者が再審を受けた者のリストを作らざるを得ず。

(2) 瀋陽宮を米軍の訓練行時でも使用し得る如き事。但し右訓練に使用せぬ場合は一般に公開する。又演習実施の場合には予定を當局に通知する。

0434



終戦事務連絡委員会連絡事項表(五五号)

終戦事務連絡

(1) G. H. Q. 辛巳日發表 五月十八日現在

既還送 五五六三 八五五
未還送 八二二九 八五九

(百扶) シベリア

樺太千島

滿洲

支那

南洋

昭三六
緒五
探三四

六四八 四四四
三一四 九〇二

九〇〇

六〇九 九七

七九〇

(2) グワム戦犯辯護人の通牒に依りて復審(一)月日、被告人は
約一五〇ドルである。参考(一)の通知(一)月日

0435

終 連

一 G H Q 指令事項

(1) 日本政府は日本本土の鐵道及高壓電線に關し次の二種類の仕事を連合軍最高司令官の爲に遂行せねばならない

1、日本本土の總ての鐵道を分類し適當な地圖に記入する事

2、總ての高壓線及變電所を分類し且つ地圖に記入する事

G H Q は此の仕事の監督のために極東米軍のエンデニアを任命する

又日本側の此の仕事に従事する機關と第一二三技術調査大隊との直接交渉を許可する

(2) 四月九日の指令で東南アジア地區に一萬着の被服を送る様を示したが此れを五千着に改める

(5) 蘇東委員會のソ聯代表はソ聯地區からの引揚に關し左の様に語つた

「引揚ぐべき倅虜其の他の日本人は引揚前然るべき時機に其の事を通知される、又許可せらるべき品目に關しても通知される

目下如何なる種類の受領證も交付されない、之は一九四五年ソ聯地區からの引揚に關する協定に示す税關の規則に反するからである

引揚者が金融上の證書を不法に取上げられた様に傳へられてゐるがソ側の引揚當局では關知してゐないしソ聯の手で調査した處では其の事實がない

0437

終 連

一、G H Q 指令事項

(1) デオリアイナムに在留中の一般邦人の名簿及之が旅券に關する
スエーデン政府の口上書を傳達する。

二、其の他

(1) 先日終連政治部の事務官が軍政部に呼出されシンデル中佐より
「舊正規軍人が大蔵省内に一〇〇人以上採用されて居るが此の
記録は他の省（復員廳關係を除く）にも見受けられる。今月中
に次の事項を調査報告する様に」と命ぜられた。

該當者氏名

該當者の地位

3 其の職にある根拠
場合に依つては各省の人事關係者より直接集合して指示せねがなら
ないかも知れぬ。

0439

部長

終戦事務連絡委員会連絡事項第二五八號

昭和二十二年六月
連絡二課

終選

一 GHQ 指令事項

(1) 菊丸が南鮮歸國者及不法入國歸人を乗せて七月五日佐世保を出港する、同船に日本警備員を附けよ

二 其の他

(1) 政令制定の手續に關し終選として遵從すべき事項は何れ書類を以て通知するが不取敢要領を左の通り連絡するから協方され度

高橋班



(1) 原則として政令はGHQの政治部の承認を要する、しかし政令は其の數が多いので内容が實質的のものに就ては發布前に必ず承認を受けねばならぬが輕易なものには發布後承認を受けらることにして差支へない



0440

- (2) 各省は政令案を法制局に提出され度い法制局は事前承認の要否を判定する
- (3) 事前承認を必要と判定された場合は各省は日本文三部英文五部を終連政治部政治課に提出され度い、同時に此の旨を内閣の總務課に連絡され度い
- (4) 内閣の總務課は毎週木曜日まで毎週間に發布された政令をQに報告する
- (5) 終連政治課の政令主任は西田、塚田兩事務官である

0441



終戦事務連絡委員会連絡事項第二五九號

昭、二二、七、九
連 絡 認

終 達

一 各省から〇日〇日に直接提出した書類の日報が最近終戦に提出
されないが本件の実行を確實にされ度い



(連絡認註)

本件に就ては一復も最近あまり実行してゐなかつたので今後
之が實施を確實にし度い

五二二

其の實施要領に就ては昭二一、五、三一附終戦勅甲第六三二號を
以て各部隊に通知済であるから各部隊に於ても右に并き協力
され度い



(終)

0442

終戦事務連絡委員会連絡事項第二六〇號

昭和二十二年七月二一日
連 達 記

終 連

一、G R Q 指令事項

富士山麓演習場（米軍使用）を國立公園とする申請は軍事上
必要であるから認可されない

0443

21

終戦事務連絡委員会連絡事項第二六一號

一 G H Q 指令事項

昭二二一、八、八
道 終 課

- (1) 日本に其の領海内に於ける船舶に對し該船がど合國に關係ある場合は刑事事件に關して司法權を行使出來ない民事事件の場合に適合章に關係ないものに對し司法權を行使出來る。但し其の結果に適合章の審査を受ける
 - (2) 日本政府は八月十五日以後國際小荷郵便、小荷物商品買本等に對し税關検査を實施する事
- 其の章は G H Q の指令及國際法規に依る事



0444

終戦事務連絡委員会連絡事項第二六一號

昭和二十二年十月四日
總務課

一 終連地方事務局の一部閉鎖に就て

九月三十日附を以て終連岡山事務局は閉鎖となつた。これにて各縣軍政部相手の地方事務局は、青森出張所（十月末閉鎖予定）熊本事務局及大分出張所を除き、悉く閉鎖される事となつた。尚各地方軍政部師團司令部及基地司令部と連絡してある事務局（横濱、京都、大阪、九州等）は依然存置される。

二 大阪港開港の件

大阪開港に際し近日中にOLD宛指令さるる豫定、尙GHQ側の意向では今後一ヶ月に一港宛開港される程様である。
（註、終連側では賠償物件積出港として使用されるので行ないかと推測してゐる）

0445

終 連

一、第八軍よりの指令事項

1. 進駐軍PX物資中事故品の買取機關は從來日本民間業者であつたが、今後一活して日本政府に拂下げることとなり急速に之が受け入れ機關の設置を命ぜられたが結局産業復興公園に於て擔任することと決定した、目下PX倉庫は事故品が山積して居り之が急速なる處置を要望して居る、尙本物件は石炭其他重要産業従事員の増配用に充當される等である

2. 進駐軍使用のホテル(旅館)

(1) 目下全國で三十四のスペツシャル、ホテルを使用して居るが最近米軍將兵家族の來朝多々之等の一時的宿舍に使用して居る爲一般將兵用ホテルは極度に窮屈な状況となつてゐる、就ては之が緩和策として一般日本旅館を一部進駐軍將兵用に次の

様な條件で解放することとなつたから希望者は各地の師團司令部に申請する様申入れがあつた、尙條件は(イ)料理を除き部屋のみ提供(ロ)一般日本人宿舎とは區別する(ハ)支拂は團貨とする

(四)進駐軍専用ホテルの使用人は宿泊一人につき三人内外の多人数で徒らに多額の占領費を費消してゐるので、合同一人當り一、七五人迄切下げたる様指令された

昭和二十一年三月二十二日

第三〇七〇番

終戦事務連絡委員会連絡事項第二一六四號

昭二一、一、二六
連 絡 誌

内務省の解体に併ひ概ね左の様に同部課の移管が行はれる決定である

一 地方局關係は選挙課及財政課を除き一月一日付で内務局へ移管される。但し選挙關係は六日頃である

選挙課は選挙管理委員会へ

財政課は地方財政委員会へ一月一日付で移管される

二 警保局關係

一月一日より三月一日まで一應内務局へ移管され更に公安委員会へ移される

三 調査局關係

總務課第一課は建設院へ

0448

第二、終連帯財産へ
第三、第四、法移へ
夫々移管される

0449

昭三三、二、二二
連絡課

連絡調整事務局の略

下しりQ指令關係

- (1) 在華日本人に對する敵國品の發送を許可する（二月十二日）
- (2) 新画茶に依る五錢紙幣の發行を許可する。但し一九四八年末までに二千萬圓（二月十二日）
- (3) 一九四八年二月九日より連合國船舶に對し舞鶴港を開放する。入港する連合國船舶に對する指示警告等は米海軍が行ふ。他の港灣の開放に關しては目下研究中であるから決定したら通知する。（二月十一日）
- (4) 第八軍司令部は東京神奈川軍政地區の東京支部を二月十日以降は東京部と軍政部とに軍路は在り地名を便用するを通知する。

Solely military government team
C. O. A. P. O. 181

二具の他

送附送給状より

(1) 一復、二復から送附に對しし日入の送給を依頼する場合は、送給の旨を各官廳からし出し、送給の旨を提出する場合は、し出し、用紙として本文の外に寫を一部提出され度い。

(2) 各官廳からし出し、用紙として本文の外に寫を一部提出され度い。

(3) 従来關東軍政本部の管下にあつた新潟縣は、今般東北軍政本部の管下に移された。

備考

従來の「送給事務送給委員會送給事項」は終迄の機構改革に伴ひ「送給調査事務送給委員會送給事項」と改稱し、其の「送給事項」は従来の「送給事項」を繼承することとしたから御承知の如度い。

送給調査事務送給委員會送給事項
昭和二十三年三月二十二日
第二三三二号

逓調總務課

(連絡)

先週御願ひした各省縣の局の部、課名の英譯を未提出の所はなる

べく速かに御提出ありたい

と申すに、各省縣の局の部、課名の英譯を未提出の所はなる

べく速かに御提出ありたい

と申すに、各省縣の局の部、課名の英譯を未提出の所はなる

べく速かに御提出ありたい

と申すに、各省縣の局の部、課名の英譯を未提出の所はなる

べく速かに御提出ありたい

と申すに、各省縣の局の部、課名の英譯を未提出の所はなる

べく速かに御提出ありたい

と申すに、各省縣の局の部、課名の英譯を未提出の所はなる

べく速かに御提出ありたい

と申すに、各省縣の局の部、課名の英譯を未提出の所はなる

べく速かに御提出ありたい

と申すに、各省縣の局の部、課名の英譯を未提出の所はなる

べく速かに御提出ありたい

と申すに、各省縣の局の部、課名の英譯を未提出の所はなる

べく速かに御提出ありたい

と申すに、各省縣の局の部、課名の英譯を未提出の所はなる

0453

通 報 普 邊

運調々整課（指令）

- 1. 解散団体に屬する財産の處分（解散団体は主として右與団体）
- 2. 解散団体に屬してゐた財産は之を日本政府に引渡す
- 3. 所要に應じて財産を買却する。此の賣却に方つてはOPCの監督下に特別の機關を設けて之に代行せしめる。
- 4. 政府の所有に歸した農地は農地調整法に従つて處分する。
- 5. 財産中、現在學校病院等に使用甲のものに引續き使用して差支ない。
- 6. 賠償、復興に必要な財産は買却の必要はない。

沖繩人の歸國

沖縄人は船に依り自由に歸國又は渡日してゐる様であるが此
れを制限する

是調調整詠（連絡）

1. 各省の涉外關係者の名簿を至急御提出あり度い。
2. 役所の人事機構の變更報告を御提出あり度い。

0455

終連報丙第四九三號

擔任 總務事務官

昭和二十二年三月三十一日

連 絡 課

情 報 普 通

海 總

引揚關係各省連絡事項

三月二十八日

1、ラバウルより筑紫丸四月五、六日頃佐世保入港の予定 乗船

人員 四五八名

(三月十八日ラバウル發途中グラム寄港)

2、三月二十日發北鮮丸よりの電報化よれば

「廿日現在大連地區殘留邦人左の通り

軍人 一二、五〇〇

邦人 一六、〇〇〇

計 二八、五〇〇

0456

内一、〇〇〇人は留用の予定。

3、大連配船は左の船組を以つて最終船として爾後は打切りとなつた前項とも関連してこれによつて引揚は終了と思はれる。

高砂丸 廿六日内地發四月二日頃佐世保着

惠山丸 廿五日内地發四月二日頃博多着

4、樺太配船

雲仙丸 四月一日小樽／六日函館

大隅丸 四月一日小樽／六日函館

白竜丸 四月四日小樽／九日函館

間宮丸 四月四日小樽／九日函館

長雲丸 四月七日小樽／十二日函館

新興丸 四月七日小樽／十二日函館

北鮮丸 四月十日小樽／十五日函館

泰北丸 四月十日小樽／十五日函館

0457

5、シベリア配船

會寧丸 四月十三日小樽 / 十八日函館
大隅丸

明俊丸 三月三十日博多 / 七日舞鶴

大丸 四月二日崎戸 / 十日舞鶴

信洋丸 四月五日博多 / 十三日舞鶴

米山丸 四月八日博多 / 十六日舞鶴

永徳丸 四月十一日博多 / 十九日舞鶴

6、パタゴニア配船

滿攝洋丸 三月廿三日パタゴニア / 四月二日吳

陸軍 三三六一

海軍 五一六

一般人 四九 四、〇九四

朝鮮人
臺灣人

一三九
二六

0459

終連報丙第四九四號

擔任 船野事務官

昭和二十二年四月一日

連 絡 課

情 報

主擔任課總務課

普 通

引揚關係各省連絡事項 四月一日

一、管理部

1、博多引揚接護局（上陸地支局）は四月十日以降閉鎖する様指令が出た、（指令後報）

2、函館港の停留舎僅少の爲左記船舶を「パラックスツブ」とする様連絡があつた。

信 濃 丸

山 住 丸

日 玉 丸

0460

3、四月六日吳入港豫定の英船「デルワラ」號は「ラングーン」より
一五〇〇名の作業隊員を搭載してゐる由である

二、海運課

1、四月五日佐世保入港豫定の気象丸の乗船者は次の通り

舊陸軍 神田中將以下 二三二名

舊海軍 入舟中將以下 二二六名

患者 一六名

遺骨 陸軍 一一一三柱

2、據注より貨物船利限川丸一般入七〇名軍人三人を乗せて四月五日

佐世保入港の豫定

終邊報丙第四九五號

擔任 華野事務官

連 絡

情報 主擔任課總務課 一 般

引揚關係指令 四月一日

番號 A.G.O一四、三三(四七、三、二七)G.C

(SCAPIN I一五八七)

日時 一九四七年(昭和二十二年)三月二十七日

發 G.H.O

經由 C.L.O

宛 日本政府

首題 博多引揚援護局函鎖の件

一次参照

(1) 一九四六年五月七日附訂正された送還に關するSCAPR發書綴

0462

AG、三七〇、〇五（四六、五、七）GC（SCAPIN一九三七）

四一九四六年十二月十一日附録AG〇一四、二三（四六、一二、一一）GC、SCAP覺書引揚接應局閉鎖若くは減少の件（S

CAPIN一三九八）

一九四七年二月二十一日附上陸地支局に關するSCAP覺書

AG〇一四、三三（四七、二、二一）GC（SCAPIN一五三九）

二大連から送還される比率が減少したから博多の引揚接應局はもはや維持する必要はない

三日本政府は

(1) 博多引揚接應局を一九四七年四月十日に閉鎖し一九四七年四月二十日迄にその作業を終了せよ

一九四七年五月十日迄に本指令の完了に就て最高司令官に報告

せよ

四前一項に挙げた條項は随つて訂正される

依 命

高級副官大佐

ジョン、バクレー代

A J、レリエ

0464